

<JMITUホームページ>
 「<http://www.jmitu.com>」

<JMITUオハラ樹脂工業分会 Eメール>
 JMITUオハラ樹脂工業分会への文書送付、ご意見、
 問い合わせは「jmitu_aichi@oren.net」へ。



年末一時金、「賞与の支給はない予定です」と社長

2020年
12月16日

当労組

(2) また、「貴組合は『昨年末及び本年夏季一時金について、今だ解決をみておりません』と記載しておりますが、現在、交渉を要する課題はありません。」と定めています。毎月の賃金が不足しており、その後払いとしての意図するところを誠実に検討され、誠意ある有額回答を示されよう強く求めるものであります。

(1) 「賞与は経営成績に応じて支給することがあり、また支給する場合は査定期間中の勤務実績等を審査して決定することとなっています。貴社令和2年「『年末一時金要求書』につきまして」と題する書面について申し上げると、労働基準法はその第1条で「労働条件は、労働者が入たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。」と定めており、毎月の賃金では到底「入たるに値する生活を営む」ことはできていません。同法はまた、同条第2項で「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない。」とも定めています。性格を持つ一時金は、とても「賞与」などと言えるものではなく、当労組は、「生活を維持するためには必要な費用」と考えるからこそ要求しているところであります。そして、経営者には要求に對して誠実に応える義務があるのであるのですから、「支給はしない予定です」などという回答は許されるはずがないのです。

2020年
12月14日

会社側

貴組合本年12月3日付「年末一時金要求書」との書面を受領しました。当社は、正社員（年棒者を除く）の賞与は経営成績に応じて支給することがあり、また支給する場合は、査定期間中の勤務実績等を審査して決定することとなっています（賃金規定（正社員版）第6章第1条）。当社の経営状況に鑑み、本年の年末賞与の支給はしない予定です。

貴組合は「昨年末及び本年夏季一時金について、今だ解決をみておりません」と記載しておられます。貴組合は「昨年末及び本年夏季一時金について申し上げると、労働条件は、労働者が入たるに値する生活を営む」ことはできていません。同法はまた、同条第2項で「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない。」とも定めています。毎月の賃金が不足しており、その後払いとしての意図するところを誠実に検討され、誠意ある有額回答を示されよう強く求めるものであります。

2020年
12月3日

当労組

当労組は年末一時金について、下記の通り要求致します。つきましては、従業員の家計に充分想いを寄せられ、使用者としての責任を再確認の上自覚を深められ、積極的なご回答を、本年12月10日（木）までに文書で為されるよう求めます。

(1) 本年年末一時金は、基本給の3ヶ月分を、一律に支給されるよう求めます。

(2) 昨年末及び本年夏季一時金について、未だ解決を見ておりません。誠実に対応され、積極的なご回答を求める。

上記についての団体交渉を、本年12月15日、同月16日、同月17日のうち何れかで、18時30分より貴社本社3階食堂にて開催されるよう求めます。